

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	清水地区	南三陸町

図面記号 D-12施設	土地の所在 土地の所在等	地番	地目		面積 (m ²)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市 計画法
			別紙1のとおり				
			別紙1のとおり				
	計		<u>1,610.36</u> m ² (田 1,547.36 m ² 、畠 <u>63</u> m ²)				
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要			<p>雨水排水については、地区内に降った雨水は速やかに道路排水および既設水路を改修した排水路により排水し、地区外の国道45号を横断し、桜川を経て海へ放流する。</p> <p>汚水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定水質基準以下に浄化処理を行った後、地区内の道路側溝に排水する。</p> <p>地区東側沢部の農業用水については、既設水路を改修し、従前の機能を保全するため営農の支障はない。また、宅地からの排水は国道45号を横断する手前で合流させるため、営農への支障はない。</p> <p>造成区域内の志津川字内井田55-2については、当面、当該事業区域に含まない計画とする。また、当該区域までの通路を設置するとともに、防護柵等を設置し、当該区域の保全を図るため、営農への支障はない。</p>				

【凡例】
修正後
修正前

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
本吉郡南三陸町志津川字内井田	28番1の一部	田	田	567	農振地域内・農用地区域内	都市計画区域外
本吉郡南三陸町志津川字内井田	40番の一部	田	田	971	農振地域内・農用地区域内	都市計画区域外
本吉郡南三陸町志津川字内井田	42番の一部	田	田	9.36	農振地域内・農用地区域内	都市計画区域外
本吉郡南三陸町志津川字内井田	55番2	畠	畠	63	農振地域内・農用地区域内	都市計画区域外
計	4 筆	1,610.36	m ²	(田 1,547.36 m ² 、 畠 63 m ²)		
	3 筆	1,547.36				